## 大熊町新庁舎整備

公募型プロポーザル実施要領

平成 29 年 3 月 17 日

大熊町

# 目次

1	事業	6の概要	. 1
	(1)	事業の目的	. 1
	(2)	事業名称	. 1
	(3)	発注方式	. 1
	(4)	計画地	. 1
	(5)	工期	. 1
	(6)	建築計画概要	.2
	(7)	業務範囲	.2
2	事業	達費参考価格	.3
3	参加	1者の参加資格要件	.3
	(1)	参加者の構成等	.3
	(2)	共同企業体の参加要件等	.3
	(3)	参加者の資格要件等	.4
	(4)	参加者の参加資格確認基準日	.7
	(5)	複数企業からなる参加者の構成企業の変更	.7
4	選定	での手順	. 7
	(1)	選定の方法	.7
	(2)	選定のスケジュール(予定)	.8
	(3)	実施要領等の公表	.8
	(4)	実施要領等に関する質問の提出、回答の公表	.8
	(5)	一次審査(参加資格審査)書類の提出	.9
	(6)	一次審査(参加資格審査)及び結果の通知	.9
	(7)	一次審査(参加資格審査)通過後に参加を辞退する場合	.9
	(8)	二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)書類	0)
		提出	.9
	(9)	二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)	
		手順	10
	(10)	技術提案書審査委員会の設置	11
	(11)	プロポーザル参加に係る留意事項等	11
5	契約	」に関する事項	13
	(1)	事業実施協定書の締結	13
	(2)	契約の締結	13
	(3)	契約保証金の納付等	13

	(4)	契約書類の構成と優先順位	.13
6	その	)他	13
	(1)	技術提案資料の取扱い	.14
	(2)	情報の提供	.14
	(3)	工事請負契約等に違反した場合の取扱い	.14
	(4)	町の担当窓口(問い合わせ先)	.14

#### 1 事業の概要

## (1) 事業の目的

大熊町(以下、「町」という。)の行政機能および防災機能の中核を担う「大熊町庁舎」は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、全町民が避難を強いられるとともに、町役場の主要機能は約100km 西に位置する会津若松市に移転を余儀なくされ、6年が経過した平成29年3月現在においても、行政拠点を会津若松市と郡山市、いわき市に置いている。

町では、平成 29 年 3 月に「大熊町役場新庁舎建設基本計画」を策定し、災害に強く町民の安全を確保するだけでなく、帰還する町民の生活再建等のための拠点を形成し、大熊町の円滑かつ迅速な復興、再生を進めていくものである。

このたび、町は、本施設を復興のシンボルとして位置づけるとともに、持続可能かつ利便性の高い行政サービス及び防災機能の実現を目的として「大熊町新庁舎整備」 (以下、「本事業」という。)を実施することとした。

## (2) 事業名称

大熊町新庁舎整備

## (3) 発注方式

本事業は、町が基本計画を策定し、公募型プロポーザル方式により選定した優先交渉権者が基本設計業務、実施設計業務、工事監理業務及び建設業務を一括して行う「デザインビルド方式」により実施するものとする。

#### (4) 計画地

所在地 : 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平

敷地面積 : 約 17,840 ㎡

用途地域 : 用途地域の指定のない区域

建ペい率 : 60% 容積率 : 200%

斜線制限 : 道路斜線 勾配 1.5、隣地斜線 20m+勾配 1.25

所有者 : 大熊町

## (5) 工期

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

(ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで)

#### (6) 建築計画概要

用途 : A 棟 (庁舎)、B 棟 (防災・災害対策機能棟)、その他付帯施設

構造 : A 棟 (S造) (任意)、B 棟 (R C造) (基本計画時の想定)

階数: A 棟 (地上2階建)、B 棟 (地上2階建)

建築面積 : 2,400 m²程度 計画面積(想定)及び附属棟 320 m²程度

延床面積 : 4,800 m²程度 計画面積及び附属棟 275 m²程度

## (7)業務範囲

業務内容は次のとおりであるが、詳細については、「要求水準書」及び「工事請負(仮) 契約書(案)」を参照すること。

## ア 基本設計業務

- 基本設計業務
- 積算業務
- · 各種申請業務
- ・交付金等申請に係る支援業務

## イ 実施設計業務

- 実施設計業務
- 積算業務
- · 各種申請業務
- ・交付金等申請に係る支援業務
- ・維持管理業務に係る仕様書作成業務
- 性能検証業務

## ウ 工事監理業務

- · 工事監理業務
- ・監理に係るその他業務

#### 工 建設業務

- ・建設業務(外構工事を含む)
- ・施工段階に係る各種申請業務
- ・交付金等申請に係る支援業務

## オ その他関連業務

- · 各種調查業務 (電波障害影響調查、事前事後家屋調查等)
- その他

## 2 事業費参考価格

工事費2,750,000,000円(税抜き)設計費90,000,000円(税抜き)工事監理費23,400,000円(税抜き)

## 3 参加者の参加資格要件

## (1)参加者の構成等

ア 参加者は、町の求める性能を備えた本施設の基本設計・実施設計、工事監理及び建設を行うことができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成された特定建設共同企業体(以下、「共同企業体」という。)、又は単体企業とする。

- イ 参加者は、本施設の基本設計・実施設計を行うもの(以下、「設計企業」という。)、本施設の工事監理を行うもの(以下、「工事監理企業」という。)、及び本施設を建設するもの(以下、「建設企業」という。)により構成されるものとする。なお、一社が各々の業務を兼ねて実施することは差し支えない。
- ウ 本プロポーザルに参加する単体企業は、他の共同企業体の一員(以下、「構成員」 という。)となることはできない。また、一共同企業体の構成員が、他の共同企業体 の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。

## (2) 共同企業体の参加要件等

参加者が共同企業体である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 共同企業体の構成員の数は3社以内とし、構成員のうち建設企業については、最小 の出資者の出資割合は構成員の数が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上と する。
- イ 共同企業体の構成員の組み合わせについては、構成員のうち建設企業については、 大熊町建設工事競争参加者の資格を定める基準(大熊町建設工事に係る共同企業体取 扱要綱(昭和61年10月21日訓令第3号))による組み合わせとする。
- ウ 一共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、若しくは人事面で関係のある者が、他の共同企業体の構成員でない。
- 注)「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100 分の50 を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の100 分の50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいい、以下においても同様とする。
- エ 共同企業体のうち、中心的役割を担う者で施工能力の大きい者を代表企業とし、参

加資格審査における提出書類にて明らかにすること。

- オ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約協議など町との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、契約書(案)を参照すること。
- カ 大熊町プロポーザル方式実施要綱 (平成29年2月23日訓令第3号) 第7条第3項第3 号から第6号までを満たすこと。

## (3) 参加者の資格要件等

ア 参加者の共通資格要件

参加各社は、それぞれ次に掲げる(ア)~(コ)の資格要件を満たすこと。

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に 該当しないものであること。
- (ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第30条の規定により更生手続き開始の申し立てをした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。
- (エ) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 511 条の規定による特別清算開始の申し 立てがなされていないこと。
- (オ) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (カ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- (キ)過去2年間、法人税、消費税、事業税、法人市民税、固定資産税等の公租公課 を滞納していないこと。
- (ク) 大熊町建設工事暴力団等排除対策措置要綱(平成21年3月12日要綱第4号) に規定する措置要件によること。
- (ケ) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(昭和61年10月21日訓令第2号)により指名停止期間中の者でないこと。
- (コ) 本事業の技術提案書審査委員会の委員が属する法人その他の団体でないこと。

#### イ 設計企業の資格要件

設計企業は、次に掲げる(P)~(x)の資格要件を満たすこと。共同企業体において設計企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たし、その他は(P)、(A) を満たすこと。

(ア) 建築士法 (昭和25 年法律第202 号) 第23 条第1 項の規定に基づく一級建築士

事務所の登録を受けていること。

- (イ) 一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定に基づく事務所の 閉鎖の処分を受けていないこと。
- (ウ) 過去 10 年間に、延床面積が 6,000 ㎡以上の庁舎等公共的建築物(以下、「庁舎等」という。) または民間企業の事務所(以下、「事務所等」という。) の新築工事に係る設計業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。
  - \*庁舎等公共的建築物:国又は地方公共団体が発注する建築物
- (エ) 参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用 関係があり、一級建築士である管理技術者を配置できること。

## ウ 設計企業の管理技術者の資格要件

設計企業の管理技術者は、次に掲げる(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。なお、設計企業の管理技術者は、工事監理企業の管理技術者、建設企業の監理技術者及び現場 代理人を兼ねることはできない。

- (ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築 士であること。
- (イ) 過去 10 年間に、「庁舎等または事務所等」の新築工事に係る設計業務において 管理技術者として従事した実績を有すること。

## エ 工事監理企業の資格要件

工事監理企業は、次に掲げる(r)~(p)の資格要件を満たすこと。共同企業体において、工事監理企業が 2 社以上となる場合、1 社は全ての資格要件を満たし、その他は(r)、(1) の資格要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。
- (ウ) 参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用 関係があり、一級建築士である管理技術者を配置できること。

#### オ 工事監理企業の管理技術者の資格要件

工事監理企業の管理技術者は、それぞれ次に掲げる(ア)、(イ)の資格要件を満たす こと。なお、工事監理企業の管理技術者は、設計企業の管理技術者、建設企業の監理 技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。

- (ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築 士であること。
- (イ) 過去 10 年間に、「庁舎等または事務所等」の新築工事に係る工事監理業務に おいて工事監理者として従事した実績を有すること。

## カ 建設企業の資格要件

建設企業は、次に掲げる(ア)~(エ)の資格要件を満たすこと。共同企業体において建設企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく、「建築工事業」の特定建設業許可及び、「土木工事業」、「水道施設工事業」、「電気工事業」の建設業許可を有すること。
- (イ) 建設業法第 27 条の 29 に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書で最新のもので大熊町に登録しているもの)の総合評定値(P点)のうち建築一式工事が、1,300 点以上であること。
- (ウ) 過去 10 年間に、「延べ面積が 10,000 ㎡以上の庁舎等または事務所等」の新築工事に係る建築一式工事を元請として受注し、完了した実績を有すること。ただし、監理技術者及び現場代理人が属する企業の実績とする。
- (エ)以下のa, bの要件を満たす監理技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置できること。
  - a 1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した 監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
  - b 参加表明書の提出日において、参加者の組織と3か月以上の直接的な雇用関係があること。

#### キ 建設企業の監理技術者及び現場代理人の資格要件

建設企業の監理技術者及び現場代理人は、それぞれ次に掲げる(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。なお、監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。

- (ア)建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の規定に基づく一級建築士または建設業法(昭和24年法律第100号)第27条に基づく1級建築施工管理技士であること。
- (イ) 過去 10 年間に、「庁舎等または事務所等」の新築工事に係る建築一式工事において監理技術者または現場代理人として従事した実績が 1 件以上あること。

## (4) 参加者の参加資格確認基準日

参加者の参加資格の確認は、一次審査(参加資格審査)書類の提出日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者決定日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

## (5) 複数企業からなる参加者の構成企業の変更

一次審査(参加資格審査)書類により参加の意思を表明した参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は町と協議を行うものとする。協議の結果、町が妥当と判断した場合は二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)書類の提出以前であった場合に限り、代表企業を除く構成企業については参加資格の確認を受けた上で変更することができるものとする。また、二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)書類の提出以降、契約の締結までの期間における代表企業以外の構成企業の変更については、当該変更後においても優先交渉権者の業務内容が担保されることを町が確認した場合に限り認めるものとする。

#### 4 選定の手順

## (1) 選定の方法

本事業は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

## (2) 選定のスケジュール (予定)

日程	内 容
平成 29 年 3 月 17 日 (金)	実施要領等の公表
平成29年3月27日(月)	実施要領等に関する質問の提出期限
平成29年4月4日(火)	実施要領等に関する質問への回答の公表
平成 29 年 4 月 7 日 (金)	一次審査(参加資格審査)書類提出期限
平成29年4月14日(金)	一次審査結果の通知
平成 29 年 5 月 22 日 (月)	二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三
	次審査(技術提案審査)書類の提出期限
平成 29 年 5 月 29 日 (月)	ヒアリング実施者への通知
平成 29 年 6 月 1 日 (木)	ヒアリングの実施
平成 29 年 6 月 2 日 (金)	優先交渉権者の決定
平成 29 年 6 月 16 日 (金)	事業実施協定の締結、設計業務委託契約の締結
平成30年4月末頃	工事請負契約及び工事監理業務委託契約の締結

#### (3) 実施要領等の公表

町は、平成 29 年 3 月 17 日(金)に本事業の公募と同時に、次に示す書類(以下、「実施要領等」という。)を公表する。【添付 発注図書リスト】を参照。

- 実施要領
- 要求水準書
- 優先交渉権者決定基準
- 提案様式集
- 設計業務委託契約書(案)
- ·工事請負(仮)契約書(案)
- 工事監理業務委託契約書(案)
- 事業実施協定書(案)
- 添付資料

要求水準書の添付資料B1~B9 については、DVD-R 2枚を担当窓口に持参の上、コピーを配布する。配布期間は平成29年3月17日(金)から平成29年4月7日(金)までとする。

## (4) 実施要領等に関する質問の提出、回答の公表

平成 29 年 3 月 27 日 (月)までに、実施要領等に関する質問を提出する。質問は、【添付 A11】質問書に質問ごとに簡潔に記載し、データを電子メールにより、6 (4)に記

載する問い合わせ先のメールアドレスに提出する。質問を提出した者は必ず担当者に到着の確認を行うこと。

なお、本事業に係る質問以外には、回答しない。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術又はノウハウ等、質問者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成29年4月4日(火)以降、町ホームページで公表する。

## (5) 一次審査(参加資格審査)書類の提出

参加者は、一次審査(参加資格審査)に必要な書類を以下のとおり提出する。一次審査(参加資格審査)書類の様式については提案様式集を参照すること。

提出期限	平成29年4月7日 (金)
提出場所	大熊町総務課管財係 (大熊町役場会津若松出張所)
提出方法	参加者(共同企業体の場合は代表企業)による持参
	(郵送や電子メールは不可)

## (6) 一次審査(参加資格審査)及び結果の通知

町は、提出された一次審査書類をもとに、参加者が「3 参加者の参加資格要件」で 規定する要件を満たしているか確認を行い、資格審査結果通知書を平成 29 年 4 月 14 日(金)以降に参加者に郵送する。

なお、一次審査を通過しなかった参加者は、通知を受けた日から7日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

#### (7) 一次審査(参加資格審査)通過後に参加を辞退する場合

一次審査通過者が、資格審査結果通知書の受領後に参加を辞退しようとする場合には、 二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)書類の提出 期限である平成29年5月22日(月)の午後5時までに、辞退届(様式1-12)を1部 (押印原本)、大熊町総務課に持参又は郵送(書留又は簡易書留郵便で期日までに必着) により提出すること。なお、郵送する場合は必ず担当者に到着の確認を行うこと。

## (8) 二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)書類の 提出

一次審査通過者は、二次審査及び三次審査に必要な書類を以下のとおり提出する。二 次審査及び三次審査書類の様式については提案様式集を参照すること。

提出期限	明限 平成29年5月22日(月)				
提出場所	大熊町総務課管財係 (大熊町役場会津若松出張所)				
提出方法	提出方法 一次審査通過者(共同企業体の場合は代表企業)による持参				
	(郵送	や電子メールは不可)			
提出部数	ア提	案に関する提出書類(提案内容がわかる平面図・立面図等及び説明用			
	Ø	資料(任意)を含む)12部(正7部、副5部)			
	イ 事	業費見積書に関する提出書類 1部			

(9) 二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)及び三次審査(技術提案審査)の手順 審査は、次のア〜ウに示すとおり実施する。詳細については、【添付 A2】優先交渉 権者決定基準を参照すること。なお、技術提案の内容は、経済性、工期等の条件を踏 まえて実現性の高い提案とすること。

#### ア 基礎審査

町は、提出された二次審査及び三次審査書類の記載内容について、本事業の基本 的条件及び要求水準を充足しているか確認する。その結果、充足していないと判断 される場合は、当該提出書類の提出者に確認の上、失格とする。

## イ 価格審査・実績審査

#### (ア) 価格の確認

一次審査通過者から提案された価格について、実施要領等で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかを確認する。価格の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否か判断する。なお、価格については、【添付 A2】優先交渉権者決定基準に基づき、得点を付与する

#### (イ) 実績の確認

実績審査項目については、【添付 A2】優先交渉権者決定基準に基づき、1次 審査通過者の過去10年(基準日は、参加表明書の提出日とする。)の実績を審査 し、得点を付与する。

## ウ 技術提案書審査

技術提案審査項目については、【添付 A2】優先交渉権者決定基準に基づき、技術 提案書審査委員会において二次審査通過者の技術提案内容を審査し、得点を付与する。

#### エ 優先交渉権者の決定・公表

町は、技術提案書審査委員会の審査報告を踏まえ、総合評価点の最も高い提案をした者を優先交渉権者と決定する。また、総合評価点の最も高い提案をした者が2以上あるときは、【添付 A2】優先交渉権者決定基準に基づき、来庁のうえ該当者によるくじ引きにより優先交渉権者を選定する。結果については、審査結果通知書を平成29年6月2日(金)以降に参加者に郵送する。なお、特定されなかった参加者は、通知を受けた日から7日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

また、町は結果について、町ホームページ等で公表する。

なお、町は、優先交渉権者との間で優先的に事業実施協定書の合意に関する交渉を 行うものとし、優先交渉権者と交渉が整わない場合に、優先交渉権者の次に優れた提 案を行った者と交渉を行うものとする。

また、優先交渉権者(共同企業体の場合は代表企業又は構成員)が、優先交渉権者の決定から設計業務委託契約の締結までに、町との契約に関して以下の事由に該当した場合は失格とする。

- (ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (イ) 贈賄・談合等著しく町との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若し くは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起 されたとき。

#### オ 審査講評の公表

町は、優先交渉権者の決定後、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

#### (10) 技術提案書審査委員会の設置

技術提案書の審査は、町が設置した大熊町新庁舎整備技術提案書審査委員会(大熊町プロポーザル方式実施要綱(平成29年2月23日訓令第3号)第5条に規定する技術提案書審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。審査委員会は、学識経験者等の5名の委員(以下「審査委員」という。)により構成される。

## (11) プロポーザル参加に係る留意事項等

## ア 実施要領等の承諾

参加者は、町への一次審査書類の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を 承諾したものとする。

#### イ 費用負担

プロポーザル参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

## ウ 提出書類の取り扱い

## (ア) 提出書類の返却

参加者より提出された書類は、返却しないものとする。

#### (イ) 著作権

町が示した図書の著作権は町に帰属し、その他の提出書類の著作権は各参加者 に帰属する。

なお、町は本事業において、公表時には、優先交渉権者の承諾を得たものとして、二次審査及び三次審査書類のうち、「提案に関する提出書類」及び「設計図書に関する提出書類」の全部又は一部(公にすることにより参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。)を無償で使用できるものとする。

#### (ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用 した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

## (エ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え、再提出は、町から指示する場合を除き、認めない。

## (オ) 追加資料の提出

町は、必要と認めた場合、追加資料の提出を要求することがある。

#### エ 町からの提示資料の取扱い

町が本事業に関して提供する資料は、本事業へのプロポーザルに係る検討以外の目 的で使用することはできない。

#### オ 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案のみ行うことができる。

#### カ 虚偽の記載をした場合

参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

## キ 使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定める国際単位系(SI)、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

#### 5 契約に関する事項

#### (1) 事業実施協定書の締結

町と優先交渉権者は、速やかに【添付 A7】事業実施協定書(案)に基づく事業実施協 定を締結する。優先交渉権者が共同企業体の場合は、町と共同企業体における代表企業 にて締結する。

## (2) 契約の締結

町と優先交渉権者は、事業実施協定書を締結後、【添付 A4】設計業務委託契約書(案) 及び事業実施協定書に基づき設計業務委託契約を締結する。締結の際、町の指定する細 目まで含めた提案価格における事業費内訳明細書を提出すること。また、基本設計・実 施設計において提案価格を下回るように最善の努力を行うこと。

また、実施設計が終わった段階で、価格交渉を行い、最終的な見積書等の事業費金額について、大熊町総務課との確認・合意を得た後、【添付 A5】工事請負(仮)契約書(案)及び事業実施協定書に基づき工事請負(仮)契約を締結する。その後、町議会において当該契約に係る議決が可決された時をもって本契約としての効力が生じるものとする。本工事請負契約の締結に併せて、【添付 A6】工事監理業務委託契約書(案)及び事業実施協定書に基づき工事監理業務委託契約を締結する。

## (3) 契約保証金の納付等

優先交渉権者は、大熊町財務規則(昭和58年1月10日規則第1号、第6章第1節第97条)に基づき、業務委託契約及び工事請負(仮)契約の締結までに、契約金額の100分の10以上に相当する契約保証金を町に納付しなければならない。ただし、優先交渉権者は、以下のいずれかの方法により、契約保証金の納付の免除を受けることができる。

- ア 金融機関等の保証
- イ 保証事業会社の保証
- ウ 公共工事履行保証証券 (履行ボンド) による保証
- エ 履行保証保険契約の締結

#### (4) 契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、町と協議のうえ決定する。

- ① 設計業務委託契約書、工事請負仮契約書
- ② 事業実施協定書

- ③ 共同企業体協定書
- ④ 質問回答書
- ⑤ 要求水準書等
- ⑥ 技術提案書
- ⑦ 事業費内訳書

## 6 その他

(1) 技術提案資料の取扱い

優先交渉権者の提案内容について、基本設計・実施設計業務の過程において、町との 協議により具体的仕様その他を決定する。

(2)情報の提供

町は、本事業に関する情報提供を、町ホームページを通じて適宜行う。

(3) 工事請負契約等に違反した場合の取扱い

事業実施協定若しくは契約の締結後、これらの協定もしくは契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは技術提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(昭和61年10月21日訓令第2号)により、期間を定め指名停止を行う場合があることに留意すること。

(4) 町の担当窓口(問い合わせ先)

大熊町総務課管財係 庁舎担当者

メールアドレス: shinchosya@town.okuma.fukushima.jp

〒965-0873 福島県会津若松市追手町 2-4 1

電 話:0242-26-3844

FAX: 0242-26-3794

※土日祝日の対応は除く

※受付時間は午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時までの間は除く)